

洞爺湖町地域公共交通計画の概要

1. 経緯

令和5年3月28日 作成
令和5年3月29日 公表
令和5年12月18日 変更
令和6年6月27日 変更
令和7年3月24日 変更
令和7年10月7日 変更

2. 洞爺湖町地域公共交通計画の区域

洞爺湖町全域

3. 洞爺湖町地域公共交通計画に関する基本方針

町内三地区が結びあい 安全・安心・快適に住み続けられる公共交通網の構築
～生活・交流移動を町民とともにデザインし続ける地域の交通～

公共交通の利用者が激減の一途を辿っている中で、今後も継続的に町民等の移動の足を確保していくため、これまでの公共交通のあり方を見直し、町民等の利用者の方が利用しやすい公共交通体系に再構築することにより、町内三地区（虻田地区・洞爺湖温泉地区・洞爺地区）の繋がりをより強固にし、町内のどこに住んでいても、安全・安心で快適な居住環境を享受でき、将来に渡って当町に住み続けられる公共交通網を住民、関係機関等と一緒に構築し続けていく。

4. 洞爺湖町地域公共交通計画の目標

続けて行ける交通体系にしていくことを前提として、「3地区間の移動をスムーズに」「コンパクトで分かりやすく」「町内交通と町外交通の乗り継ぎ環境を改善」「公共交通に興味を持ってもらう」の4つの方向性に基づき、目標を設定した。

① 公的資金投入額の推移を踏まえた路線と利用の確保

- ・利用者数の維持（総合的評価指標1）
- ・効率的運行による公的資金投入額（運賃収入控除後）の増加抑制（総合的評価指標2）

② 乗継、接続等の改善による利便性の向上と利用の確保

- ・乗継可能な便数（直通便を含む）の増加（個別施策評価指標1、2）
- ・利用者数の維持（個別施策評価指標3、4、5、6）

③ 運行体系の転換による運行持続性の確保と運行の効率化

- ・利用者数の維持（個別施策評価指標 3、4、5、6）
- ・公共交通を補完するサービスの活用（個別施策評価指標 7）

④公共交通利用意識の醸成

- ・分かりやすい情報提供、利用のきっかけづくり（個別施策評価指標 8、9）

5. 事業の概要及び実施主体

- ・地域間幹線バス路線の運行（実施主体：道南バス㈱）
- ・洞爺地区－虻田地区間の直通便の運行（通学等支援コミュニティタクシーの運行、買い物支援バスの運行を含む）（実施主体：明星自動車㈱、洞爺湖町ほか）
- ・湖畔線代替路線の運行（実施主体：明星自動車㈱、洞爺湖町）
- ・トンネル経由便の運行（実施主体：道南バス㈱、洞爺湖町）
- ・虻田地区コミュニティバスの運行（実施主体：道南バス㈱、洞爺湖町）
- ・タクシー助成の検討（実施主体：洞爺湖町）
- ・洞爺地区コミュニティバスの運行・デマンドタクシー化（実施主体：洞爺湖町）
- ・花和地区コミュニティタクシーの統合（実施主体：明星自動車㈱、洞爺湖町）
- ・「カーシェア」の拡大（実施主体：サービス事業者、洞爺湖町）
- ・「ライドシェア」の運行を検討（実施主体：明星自動車㈱、洞爺湖町）
- ・ダイヤ調整（実施主体：各交通事業者、洞爺湖町）
- ・公共交通マップの作成（実施主体：洞爺湖町、各交通事業者）
- ・ルート検索やバスの位置情報等の機能充実（実施主体：各交通事業者、洞爺湖町）
- ・交通イベントの実施（実施主体：洞爺湖町、各交通事業者）

6. 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

評価指標について、毎年、洞爺湖町地域公共交通計画において、実績データ、アンケート調査データ等を用いて達成状況の評価し、進捗状況を管理する。

7. 計画期間

令和 5 年度～令和 9 年度

8. 法第 6 条に定める協議会の有無

有 （平成 2 5 年 6 月 5 日設立、洞爺湖町地域公共交通活性化協議会、構成員：別添）

9. 法第 5 条第 1 0 項に定められている関係者との協議

令和 5 年 3 月 2 2 日 協議成立

1 0. 法第 5 条第 7 項に定められている利用者の意見の反映

①洞爺湖町地域公共交通活性化協議会に以下の団体からメンバーが参画し、9回にわたって協議会で議論を行った。

洞爺湖町自治会連合会

洞爺湖町社会福祉協議会

洞爺湖町商工会

一般社団法人 洞爺湖温泉観光協会

NPO法人 洞爺まちづくり観光協会

②高校通学の実態等を把握するため、高校生及びその保護者にアンケート調査を令和3年8月27日から9月17日まで行った。

(対象者：169人。回答数：高校生39票、保護者45票)

③町民を対象とした意見交換会を4回15会場で開催し、延べ73人が参加し議論を行った。

④パブリックコメントを令和5年2月10日から令和5年3月9日まで行った。

(意見提出はなし)

11. その他

補助系統に位置づけされる路線

地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統）

- ・路線バス9系統（室蘭・洞爺湖線①、室蘭・洞爺湖線②、有珠線①、洞爺湖温泉線、洞爺湖温泉線②、豊浦線）（実施主体：道南バス㈱）

地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）

- ・虻田地区コミュニティバス（実施主体：道南バス㈱）
- ・洞爺地区コミュニティタクシー（実施主体：洞爺湖町）
- ・通学等支援コミュニティタクシー（実施主体：明星自動車㈱）
- ・とうやコネクトタクシー（実施主体：洞爺湖町）